

平成 24 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 明 星 電 気 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 澤 信 彦
 コード番号 6709（東証第二部）
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 小 谷 雅 博
 (TEL 03-3814-5115)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 99 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 24 年 3 月 21 日に発行済第一種優先株式全株を取得し、同日にその全てを消却いたしました。これにより、現在、当社が発行している株式は普通株式のみとなり、また、今後、第一種優先株式を発行する予定もないことから、第一種優先株式の発行を前提とする規定の削除その他条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長を取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 5 条（条文省略）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>239,100,000株</u>とし、当社の普通株式および第一種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ<u>235,560,000株</u>および<u>3,540,000株</u>とする。</p>	<p>第 1 条～第 5 条（現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>235,560,000株</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式および<u>第一種優先株式</u>の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 第一種優先株式 (第一種優先株式の内容)</p> <p>第11条 <u>第一種優先株式の内容は、添付別紙のとおりとする。</u></p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 <u>株主総会は取締役会長が招集し議長となる。取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第19条 <u>第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第20条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者、議長および招集手続)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第8条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 <u>株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。2. 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第18条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者、議長および招集手続)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。2. 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第45条（条文省略）</p>	<p>3. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第43条（現行どおり）</p>

現行定款別紙	変更案
<p><u>第一種優先株式要項</u></p> <p>1. 名称 第一種優先株式</p> <p>2. 払込金額 1株につき 424円</p> <p>3. 優先配当金およびその上限 当社は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式の株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、第一種優先株式1株につき年6.36円の配当（以下「第一種優先配当」という。）を行う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする第一種優先配当をしたときは、かかる第一種優先配当の累積額を控除した額とする。</p> <p>2. 前号にかかわらず、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する資本金の額の全部若しくは一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く）を超えない部分の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する準備金の額の全部若しくは一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く）を超えない部分の配当、当社がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当（以下「同順位配当」と総称する。）については、第一種優先株主と普通株主に対し、同等の剰余金の配当を行うものとする。</p> <p>4. 累積条項</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款別紙	変更案 (削 除)
<p>当社は、ある事業年度において、<u>第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の期末配当の額が第一種優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第一種優先累積未払配当」という。）については、翌事業年度以降、第一種優先配当および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当に先立って、これを第一種優先株主に支払う。</u></p> <p>5. <u>非参加条項</u> 当社は、<u>第一種優先株主および第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当および同順位配当を超えて配当はしない。</u></p> <p>6. <u>残余財産の分配</u> 当社が残余財産を分配するときは、<u>第一種優先株主および第一種優先登録株式質権者は、その有する第一種優先株式の取得請求権を行使することにより取得し得べき普通株式の持株数に応じて普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて同種類の残余財産の分配を受ける権利を有するものとする。</u></p> <p>7. <u>議決権</u> <u>第一種優先株主は、法令に定める場合を除き、当社株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>8. <u>株式の併合または分割、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利の付与等</u> <u>第一種優先株式については、株式の併合または分割を行わない。第一種優先株主には、募集株式、募集新株予約権、または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。第一種優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>9. <u>普通株式の交付と引換えに第一種優先株式の取得を請求する権利</u> <u>第一種優先株主は、下記の取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」という。）中、当社に対して、第一種優先株式を取得することを請求（以下「取得請求」という。）することができるものとし、かかる請求があったときは、当社は、第一種優先株式を取得するのと引き換えに、下記の算定方法による数の普通株式を第一種優先株主に交付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>取得請求期間</u> <u>第一種優先株主は、いつでも、当社に対して、取得請求することができる。</u></p> <p>(2) <u>交付する普通株式の数の算定方法</u> <u>第一種優先株式の取得請求に応じて発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</u></p> $\text{取得請求に応じて発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株式の株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$ <p><u>発行すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたとき</u></p>	

現行定款別紙	変更案 (削 除)
<p>は、これを切り捨てる。 <u>上記算式に使用する取得価額は下記①に定める価額とし、下記②に従って調整される。</u></p> <p>① 取得価額 <u>取得価額は、普通株式1株当たり140円とする。</u></p> <p>② 取得価額の調整 <u>第一種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、いずれの場合においても、取得価額の調整過程において四捨五入その他の端数処理は行わず、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</u></p> <p><u>(i) 平成15年8月1日以降、当社が時価を下回る払込金額で、新たに普通株式を発行しまたは自己株式を処分する場合には、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）をいうものとし、調整後の取得価額は、払込みの翌日以降、または基準日がある場合は、その日の翌日以降もしくは普通株主に基準日を定めずに普通株式の無償割当てをする場合はその効力発生日以降これを適用する。ここで、時価とは、払込金額決定日に先立つそれぞれ30取引日、60取引日および90取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）のうち、いずれか低い価額とする。</u></p> $\text{調整後 取得価額} = \frac{\text{調整前 取得価額} \times \left(\frac{\text{新規発行} \cdot \text{1株当たり} + \text{既発行} \cdot \text{処分普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}} \right)}{\text{1株当たり時価}}$ <p><u>ただし、第一種優先株主、当社の取締役、監査役および従業員（以下「第一種優先株主等」という。）に対して新たに普通株式を発行し、または自己株式を処分する場合には、取得価額調整式において、「既発行普通株式数」に第一種優先株主等に対して新規発行または処分する普通株式数を加算し、「新規発行・処分普通株式数」から第一種優先株主等に対して新規発行または処分する普通株式数を控除したうえで、調整後の取得価額を計算するものとする。</u></p> <p><u>(ii) 当社が普通株式について、株式分割（無償割当てを含む。）以下本（ii）において同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により取得価額を調整するものとする。なお、調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割のための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用し、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時以降これを適用する。</u></p>	

現行定款別紙	変更案
<p style="text-align: center;"> $\frac{\text{調整後 取得価額}}{\text{調整前 取得価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ </p> <p>(iii) 平成15年8月1日以降、当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券または取得させることができる証券を発行する場合は、かかる証券の払込みの日に、また、基準日があるときはその日に、発行される証券の全部が普通株式と引換えに取得されたものとみなし、(i)の取得価額調整式において、「1株当たり払込金額」にその証券の取得価額を、「新規発行・処分普通株式数」にはその証券と引換えに発行される普通株式数をそれぞれ使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる証券の払込みの翌日以降、もし基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、第一種優先株主等に対して当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券または取得させることができる証券を発行する場合には、上記に加えて、(i)の取得価額調整式において、「既発行普通株式数」に第一種優先株主等に対して発行する証券の引換えにより発行すべき普通株式数を加算し、「新規発行・処分普通株式数」から第一種優先株主等に対して発行する証券の引換えにより発行すべき普通株式数を控除したうえで、調整後の取得価額を計算するものとする。</p> <p>(iv) 平成15年8月1日以降、当社が時価を下回る価額を新株1株の払込金額とする新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(iv)において同じ。)を発行(無償割当てを含む。以下本(iv)において同じ。)する場合、かかる新株予約権の払込(新株予約権が無償で発行される場合は割当日)の翌日に、もし基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合は、効力発生日)に、発行される新株予約権の全部が行使されたものとみなし、(i)の取得価額調整式において「1株当たり払込金額」に新株予約権の行使により発行される新株1株の払込金額を、「新規発行・処分普通株式数」には新株予約権の行使により発行される普通株式数をそれぞれ使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。</p> <p>ただし、第一種優先株主等に対して新たに新株予約権を発行する場合には、上記に加えて、(i)の取得価額調整式において、「既発行普通株式数」に第一種優先株主等に対して発行する新株予約権の行使により発行される普通株式数を加算し、「新規発行・処分普通株式数」から第一種優先株主等に対して発行する新株予約権の行使により発行される普通株式数を控除したうえで、調整後の取得価額を計算するものとする。</p> <p>(v) 上記(i)から(iv)までに定めるほか、合併、株式交換、株式移転、会社分割もしくは資本金の額の減少その他の事由により取得価額の調整を必要とするときは、適切な方法により取得価額を調整するものとする。</p> <p>10. 普通株式と引換えによる第一種優先株式の取得</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款別紙	変更案
<p>平成24年1月27日までに取得請求のなかった第一種優先株式は、その翌日以降に開催される取締役会で定める日（以下「強制取得日」という。）をもって、第一種優先株式1株の払込金相当額を強制取得日に先立つそれぞれ30取引日、60取引日および90取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）のうち、いずれか低い価額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>11. <u>金銭と引換えによる第一種優先株式の取得</u> <u>当会社は、いつでも、1株当たり424円に第一種優先累積未払配当金を加算した額に相当する金銭を交付するのと引換えに、第一種優先株式を取得することができる。</u></p>	<p>変更案 (削 除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 27 日 (水)	(予定)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 27 日 (水)	(予定)

以上